

◎ CUNNメール通信 ◎ NO. 1438 2018年6月27日

(報告) 労働法制改悪反対緊急行動 in 大阪/ユニオン関西ネットワーク

〈コミュニティ・ユニオン関西ネットワーク 笠井〉

6月26日、大阪・京橋駅前にて、働く人の生活と健康を破壊する「働き方改革関連法案」阻止を訴える街頭行動を行いました。

コミュニティ・ユニオン関西ネットと大阪全労協が協同し、駅前情宣とビラ配りを行い、「8時間働いたら暮らせる社会を!」「働いた分の賃金はちゃんと支払え」「定額働かせ放題絶対反対!」を訴えました。

7月1日には、おおさかユニオンネットワークの呼びかけで、なんば高島屋前での街頭行動を行います。関西ネットもこれに合流し参加します。

この行動は、仮に法案が成立してしまった場合には「抗議行動」として行う予定です。

.....

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク 事務局

(発行責任者: 岡本)

136-0071 江東区亀戸 7-8-9 松甚ビル 2F 下町ユニオン内

TEL : 03-3638-3369 FAX : 03-5626-2423

E-mail : shtmch@ybb.ne.jp

.....



◎ CUNNメール通信 ◎ NO. 1436 2018年6月27日

(報告) 労働法制改悪反対緊急行動/ユニオン東海ネットワーク

〈コミュニティ・ユニオン東海ネットワーク〉

「高プロ」反対、名古屋でも緊急一日行動

—— 8時間働けば暮らせる社会を！ ——

コミュニティ・ユニオン東海ネットワークは6月26日に、『高プロ』強行採決阻止！ 6・26一日行動』を行なった。

これは、政府・与党が「働き方改革」関連法案の参議院・厚生労働委員会における採決強行を目のむ中で取り組まれた緊急行動だ。

この法案には、「定額働かせ放題」を合法化する、いわゆる「高プロ」制の新設が盛り込まれている。

昼の街頭行動には、トヨタ過労死遺族の内野博子さんも加わった。東海労働弁護団や愛労連や愛知健康センターからも参加があった。コミュニティ・ユニオン東海ネットワークはその後、愛知労働局を訪れた。そして、「高プロ」制導入に反対する申入書を提出して、「8時間働けば暮らせる社会の実現」を訴えた。

.....

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク 事務局

(発行責任者：岡本)

136-0071 江東区亀戸 7-8-9 松甚ビル 2F 下町ユニオン内

TEL : 03-3638-3369 FAX : 03-5626-2423

E-mail : shtmch@ybb.ne.jp

.....



2018年6月26日

愛知労働局長 殿

コミュニティユニオン東海ネットワーク
代表 広岡法浄
連絡先:名古屋市中区正木 4-8-8 メゾン金山 303
名古屋ふれあいユニオン 気付
TEL:052-679-3079 FAX:052-679-3080

要 請 書

私どもは、東海地方の個人加盟制労働組合などで行う連絡・協議組織です。ユニオンみえや名古屋ふれあいユニオンなど、16の組織から構成されております。

いま日本社会にあって、労働者市民の生活は非正規労働の拡大によって貧困と格差問題は深刻となり、また、正社員であっても長時間労働に起因する過労死・メンタル疾患の拡大が大きな社会問題となっているところです。都市と地方間の格差についても深刻なものがあります。政府においてはこれらの諸問題解決のための施策を喫緊のものとして実施することが求められています。

しかし、現在、政府が進めようとしている「働き方改革」関連法案なるものはこの課題を解決するものではないばかりか、「高プロ」制の新設をはじめ、労働者の生活を更に破壊して格差を拡大し、過労死などを増加させることが容易に想像できる法改悪が含まれています。この過程においては労働実態調査のデータねつ造問題まで発覚したところです。極めて遺憾な事であり、厳しく反省される事を求めます。

私たちはこうした労働行政の現状の転換を求め、「8時間働けば暮らせる社会」を実現するために本日、「働き方改革」関連一括法案の強行採決に反対する一日行動を展開しております。

つきましては貴職に以下のとおり要請いたします。

記

1. 「働き方改革」関連一括法案について

- 1) 「働き方改革」関連一括法案を一旦撤回した上で、労働実態を改めて調査し、労働政策審議会において法案ごとの徹底的な審議を行ってください。取り分け高度プロフェSSIONAL制度についてはこれを導入しないように本庁へ具申してください。
- 2) 労働時間管理、時間外労働への監督を強め、違法残業の取り締まりを強化してください。
- 3) 超時間過密労働による労災申請にあたっては速やかに調査を行い、認定にあってください。

2. 8時間働けば暮らしていける賃金の実現について

- 1) 最低賃金審議会の公開原則を堅持し、労働者の多様な意見を聴取してください。
- 2) 最低賃金を今すぐ1000円に引き上げを行うとともに、労働者が文化的な生活を維持できるように、1500円へと引き上げるよう本庁に具申してください。
- 3) 非正規労働者について、労契法20条による不合理な差別が行われないようにし、18条における無期転換を企業に督促すると共に、違法脱法行為による雇用の打ち切りに対して厳しく対処してください。

3. 外国人労働者の権利保障について

- 1) 外国人技能実習生を雇用する企業並びに受け入れ団体による労働法規違反を厳しく取り締まってください。以上